

第十六部

(五一八)

第一回 参議院財政及び金融委員会会議録第三十三号

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)

○少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電気税復活反対に関する請願(第四十三号)

○会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)

○連合軍兵舎並びに宿舎建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○賠償税の新設に関する請願(第一百十八号)

○中古衣類の公定價格を廃止することに関する請願(第二百二十八号)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百十号)

○中古衣類の公定價格制度を廃止することに関する陳情(第二百二十三号)

○会計検査人法制定に関する請願(第二百二二号)

○失業保険特別会計法案(内閣送付)

○非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに關する陳情(第三百八十一号)

○庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)

○通貨発行審議会法案(内閣送付)

○經濟力集中排除法案(内閣送付)

○物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)

○今次日立鉱山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百十二号)

○金風鉱山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とすることに關する陳情(第四百十八号)

○企業整備に関する陳情(第四百十九号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)

○旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)

○生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)

○庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)

○木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)

○天日製塩実施に関する陳情(第四百六十二号)

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)

○企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)

○物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)

○所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○非戦災者特別稅法案(内閣送付)

○昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租稅の減免徵收給予等に関する法律を改正する法律案(内閣送付)

○印紙等模造取締法案(内閣送付)

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣送付)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣送付)

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣送付)

○接收家屋の地租家屋稅等に関する請願(第五百八号)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第五百三十六号)

昭和二十二年十一月十八日(火曜日)午前十時三十分開会
本日の會議に付した事件

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案

○企業再建整備法の一部を改正する法律案

○委員長(黒田英雄君) それでは委員會を開会いたします。本日は企業再建整備法等の一部を改正する法律案並びに企業再建整備法の一部を改正する法律案、これを先ず議題にいたしましたし、御質問を願いたいと思ひます。ちよつとお尋ねしますが、全國銀行協會から意見書が出ておるのですが、これは政府の方にも出してあります。經理準則の運用、証券処理対策に関する意見書というものが出ておりますが……

○政府委員(伊原隆君) 参つております。

○委員長(黒田英雄君) これは各委員のお手許にも差上げてあると思ひますが、經理準則というものはどういふうになつておるか。何か御説明を願えますか。

○政府委員(伊原隆君) 委員長からお話がございます。全國銀行協會連合會から認可基準につきまして建議書が出ております。それに関連しまして、企業再建の認可基準というものはどういふものかというお尋ねでございます。これは企業再建整備法に基きまして、御存じの通り各企業は企業の再建の整備計画というものをこの十一月末までに提出をいたすことに相成つております。然るにその場合におきまして、一体どういふうな計画を立てたいのかという点につきまして、一般に会社に大體の指針を與えますと同時に、その方針に基きまして政府の方で会社の出した企業再建の整備計画の認可をいたします。つまり認可基準というふうなものを作る必要がございます。ちよつと速記を止めて下さいます。

○委員長(黒田英雄君) 速記を止めさせていただきます。

○委員長(黒田英雄君) 速記を始めさせていただきます。

○政府委員(伊原隆君) 御審議の御參考までに、企業再建整備法の整備計画に基いての經理に関する認可基準というものを、至急作りましてお手許に差上げたいと思ひます。大體のそのときの内容は、極くかい撮んで申し上げます。……

○委員長(黒田英雄君) これは各委員のお手許にも差上げてあると思ひますが、經理準則というものはどういふうになつておるか。何か御説明を願えますか。

○政府委員(伊原隆君) 委員長からお話がございます。全國銀行協會連合會から認可基準につきまして建議書が出ております。それに関連しまして、企業再建の認可基準というものはどういふものかというお尋ねでございます。これは企業再建整備法に基きまして、御存じの通り各企業は企業の再建の整備計画というものをこの十一月末までに提出をいたすことに相成つております。然るにその場合におきまして、一体どういふうな計画を立てたいのかという点につきまして、一般に会社に大體の指針を與えますと同時に、その方針に基きまして政府の方で会社の出した企業再建の整備計画の認可をいたします。つまり認可基準というふうなものを作る必要がございます。ちよつと速記を止めて下さいます。

○委員長(黒田英雄君) 速記を止めさせていただきます。

○委員長(黒田英雄君) 速記を始めさせていただきます。

○政府委員(伊原隆君) 御審議の御參考までに、企業再建整備法の整備計画に基いての經理に関する認可基準というものを、至急作りましてお手許に差上げたいと思ひます。大體のそのときの内容は、極くかい撮んで申し上げます。……

○委員長(黒田英雄君) これは各委員のお手許にも差上げてあると思ひますが、經理準則というものはどういふうになつておるか。何か御説明を願えますか。

○政府委員(伊原隆君) 委員長からお話がございます。全國銀行協會連合會から認可基準につきまして建議書が出ております。それに関連しまして、企業再建の認可基準というものはどういふものかというお尋ねでございます。これは企業再建整備法に基きまして、御存じの通り各企業は企業の再建の整備計画というものをこの十一月末までに提出をいたすことに相成つております。然るにその場合におきまして、一体どういふうな計画を立てたいのかという点につきまして、一般に会社に大體の指針を與えますと同時に、その方針に基きまして政府の方で会社の出した企業再建の整備計画の認可をいたします。つまり認可基準というふうなものを作る必要がございます。ちよつと速記を止めて下さいます。

○委員長(黒田英雄君) 速記を止めさせていただきます。

○委員長(黒田英雄君) 速記を始めさせていただきます。

お願いいたします。第二会社の資本……

○政府委員(伊原隆君) いずれ詳しく印刷して差上げますが、概略申上げますと、第二会社の資本、特別経理会社と通常固定すべき運轉資金との合計額を下らない額を標準として、できるだけ資本金額を調整しなければならぬという方針になっております。これはまあ今相当問題になっておる点でございます。それから三番目に、これはいろいろのことが書いてござりますが、今回の法律案の中に含んでおります点でありまして、独占禁止法によりまして会社というものは株式を持つことができないということになっておりますので、会社が株主である場合におきまして増資新株を割当てられたような場合においては、その増資新株を引受けることができませんので、その代りに増資すべき会社が含みのある会社である場合には、そのプレミアムの利益を何とかして享受させる方法を講じようというふうなことが一つ決めてございます。極くお分りにくいと思っておりますが、例えば或る会社が増資をする、その会社は非常な含みのある会社である、然るにその会社の株主の中に個人と会社と二つあつたと仮定すると、個人の場合にはその増資新株の引受が当然であるわけでありまして、会社が株主であります場合には、独占禁止法の規定によつて会社は株を持つことが禁ぜられておるので、いかに含みのある会社の株であつても、その増資新株を引受けることができないわけでありまして、そうなりますと、株主たる会社は損というが、積極的に含みの率

受をする方法がないものですから、それを何とかして含み益を享受させますためにプレミアムを渡す、それから増資新株の引受権を與えようというふうな方法が決められておるわけでありまして、それからどういふ場合には合併をするかというふうな点については合併の經理の認可基準というの少し簡單過ぎますので、尙詳細なものを今関係当局で交渉中でございますので、一週間以内くらいに発表する段取になるだろうと思つております。

○委員(黒田英雄君) 今度新たに採られるというの、別つて配付されませんか。
○政府委員(伊原隆君) 御審議の経過中に間に合いましたらお配り申上げたと思つております。今度の改正法とは直接の関係はございませんが、御審議の御参考にして頂かなければならぬものと思つておりますので、或いは若しお差支えなければ、外部に出さないことにしまして、未定稿で、極秘ということに御参考にお配りしてもよいと思つております。正式に決まりますのは、御存じのように、内閣の企業再建整備委員会に掛けて決めなければならぬと思つておりますが、まだ関係当局と交渉中のものでございまして、若しお差支えがなければ、未定稿ということでお配りしても差支えないかと思つております。

○委員(黒田英雄君) いかでございましょうか。
○政府委員(伊原隆君) 十一月末ということでありませう。十一月末と追つておりますから、今お話のように、委員が外部に出さないことを條件として、ありますればお配り願ひたいと思つております。

○委員(黒田英雄君) 皆さんさうでありますれば、外部に出さないというのを皆さんにお願いをして、お配りを願ひたいと思つております。それでは本日はこれにて散会いたします。午前十時五十二分散会
出席者は左の通り。
委員 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
岩木 哲夫君
伊藤 保平君
委員 木村 稔八郎君
椎井 康雄君
森下 政一君
西川 甚五郎君
山田 佐一君
木内 四郎君
星 一君
赤澤 與仁君
小林 三郎君
小宮 山常吉君
高橋 龍太郎君
川上 嘉君

政府委員 大藏事務官(理財局長) 伊原 隆君
十一月十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、接收家屋の地租、家屋税等に関する請願(第五百八号)
一、経済力集中排除法案より電気事業を除外することに関する請願(第五百三十六号)
(請願第五百八号) 昭和二十二年十一月六日受理

出さないことを条件として、ありますればお配り願ひたいと思つております。

○委員(黒田英雄君) 皆さんさうでありますれば、外部に出さないというのを皆さんにお願いをして、お配りを願ひたいと思つております。それでは本日はこれにて散会いたします。午前十時五十二分散会
出席者は左の通り。
委員 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
岩木 哲夫君
伊藤 保平君
委員 木村 稔八郎君
椎井 康雄君
森下 政一君
西川 甚五郎君
山田 佐一君
木内 四郎君
星 一君
赤澤 與仁君
小林 三郎君
小宮 山常吉君
高橋 龍太郎君
川上 嘉君

政府委員 大藏事務官(理財局長) 伊原 隆君
十一月十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、接收家屋の地租、家屋税等に関する請願(第五百八号)
一、経済力集中排除法案より電気事業を除外することに関する請願(第五百三十六号)
(請願第五百八号) 昭和二十二年十一月六日受理

政府委員 大藏事務官(理財局長) 伊原 隆君
十一月十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、接收家屋の地租、家屋税等に関する請願(第五百八号)
一、経済力集中排除法案より電気事業を除外することに関する請願(第五百三十六号)
(請願第五百八号) 昭和二十二年十一月六日受理

接收家屋の地租、家屋税等に関する請願
請願者 東京都新宿区下落合一丁目四百七十三番地 野守廣外十一名
紹介議員 松嶋 喜作君

敗戦の結果とは言いながら居室を強制徴用せられ、又所有者たる本質をばく奪せられたる者に対する課税が現行基準査定の大割課税となつたと言え美損害は償ふことは出来ない状態であるから、地租、家屋税その他家屋住宅の賃貸価格を基準とする賦課については、賃貸価格の五分の一程度をもつて賦課基準とせられたいとの請願。
(請願第五百三十六号) 昭和二十二年十一月八日受理
経済力集中排除法案より電気事業を除外することに関する請願
請願者 東京都澁谷区代々木西原町九九一番地 大西 英一
一、紹介議員 飯田精太郎君外十六名
我國電気事業における独占は、経済的支配を目的とする資本主義的独占ではなく、この事業本来の特質に合致した最も合理的な運営形態であるから、電気事業の特殊事情を考慮の上発送電事業、配電業共に経済力集中排除法案より除外されたいとの請願。

十一月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(予第八十七号)
一、財政法第三條の規定の特例に関する法律案(予第八十八号)
政府に対する不正手段による支拂

十一月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(予第八十七号)
一、財政法第三條の規定の特例に関する法律案(予第八十八号)
政府に対する不正手段による支拂

請求の防止等に関する法律案(支拂請求内訳書)
第一條 國、連合國軍又は特別調達隊のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關し、國に對して、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める書式により、支拂請求内訳書を作成し、これにすべての材料及び勞務並びに勞務以外の役務で第三者の提供したもの(以下諸役務という)につき、材料については、その品目、規格、品質、數量及び價額、勞務については、その勞務者の職種別の員數及び賃金額、諸役務については、その種類及び價額の内訳を明記しなければならない。但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、その價額自体を記載すれば足り、当該物の生産又は役務の提供に關し使用された材料、勞務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としない。

一 物價統制令に規定する統制額(以下統制額という)のある物又は役務
二 統制額のない物 但し、その價額の合計額が國を當事者とする請負契約又は購入契約の各契約金額の二百分の一に相當する金額を超えない範圍内におけるものに限る。
三 統制額のない物 但し、その購入金額の合計額が、第四條において準用される公團の購入金額を含み、國の一般會計歳出予算額の千分の一に相當する金額を超えない範圍内において大藏大臣の特に指

請求の防止等に関する法律案(支拂請求内訳書)
第一條 國、連合國軍又は特別調達隊のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關し、國に對して、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める書式により、支拂請求内訳書を作成し、これにすべての材料及び勞務並びに勞務以外の役務で第三者の提供したもの(以下諸役務という)につき、材料については、その品目、規格、品質、數量及び價額、勞務については、その勞務者の職種別の員數及び賃金額、諸役務については、その種類及び價額の内訳を明記しなければならない。但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、その價額自体を記載すれば足り、当該物の生産又は役務の提供に關し使用された材料、勞務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としない。

請求の防止等に関する法律案(支拂請求内訳書)
第一條 國、連合國軍又は特別調達隊のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關し、國に對して、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める書式により、支拂請求内訳書を作成し、これにすべての材料及び勞務並びに勞務以外の役務で第三者の提供したもの(以下諸役務という)につき、材料については、その品目、規格、品質、數量及び價額、勞務については、その勞務者の職種別の員數及び賃金額、諸役務については、その種類及び價額の内訳を明記しなければならない。但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、その價額自体を記載すれば足り、当該物の生産又は役務の提供に關し使用された材料、勞務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としない。

会社は損というが、積極的に含みの事
から、今お話のように、委員が外部に
(請願第五百八号) 昭和二十二年十
一月六日受理

政府に対する不正手段による支拂
分の一に相当する金額を超えない
範囲内において大蔵大臣の特に指

定する購入契約により購入するも
のに限る。

(賃額及び賃金の計算)

第二條 前條の規定による支拂請求内
訳書に記載すべき材料及び諸役務の
賃額並びに賃金額は、左の各号の定
めるところによりこれを計算しなけ
ればならない。

一 材料及び諸役務の賃額は、実際
使用された数量及び

イ 第一條に規定する工事の完
成、物の生産その他の役務の給
付に關する契約成立前給付者が
他人から譲り受けた材料又は提
供を受けた諸役務については、
契約成立の時の統制額

ロ 前号の契約成立後給付者が買
入れた材料又は諸役務につい
ては、その購入の時の統制額

ハ その他のものについては、当
該材料を事業場に搬入した時の
統制額

ニ 口号若しくはハ号に掲げる時
の明らかでないもの又は取得の
方法の明らかでないものについ
ては、イ号に掲げる統制額
を超えない價格等(物價統制令第
二條に規定する價格等をいう。以
下同じ。)による。

二 賃金額は、職種ごとに、實際使
用された員数及び労務使用当時の
一般職種別賃金額を超えない賃金
額による。

前項に規定する一般職種別賃金額
は、主務大臣が官報を以て、これ
を告示する。

第一項の統制額には、物價統制令
第三條第一項但書の規定による許
可に係る價格等の額を含む。

(誓約書)

第三條 第一條の規定による支拂請求
内訳書を提出する者は、その支拂請
求内訳書を正確であり、且つ、これ
に記載された賃額及び賃金額が前條
の規定に適合して計算されている旨
の誓約書を作成し、これに署名し、
印を押さなければならぬ。

(地方公共団体及び公團に対する準
用)

第四條 前三條の規定は、地方公共団
体又は公團のためになされた工事の
完成、物の生産その他の役務の給付
に關し、地方公共団体又は公團に対
し、自己又は他人が提供した物又は
役務の費用として代金又は報酬の請
求をしようとする者に、これを準用
する。この場合において第一條但書
第三号の規定の地方公共団体に對す
る適用については、同号中「國の一
般會計歳出予算額」とあるのは、「地
方公共団体の一般會計歳出予算額」
と読み替へるものとする。

(下請人に対する準用)

第五條 第一條(同條但書第二号及び
第三号を除く)、第二條及び第三條
の規定は、第一條又は前條に規定す
る契約の履行に關し、使用された物
又は役務を給付者に対し提供しその
代金又は報酬を請求しようとする者
(以下下請人という。)に、
これを準用する。

下請人は、給付者に対し、契約の
履行後遅滞なく、前項において準用
する第一條及び第三條に規定する書
類を提出しなければならない。

下請人は、前項の義務を怠つたと
きは、これに因り給付者に生じた損
害を賠償する責を負う。

(請求及び支拂の效力)

第六條 第一條に規定する代金又は報
酬(國の雇傭する官吏、職員又は勞
務者に対する國の直接の支拂を除
く。以下本條中同じ。)の請求権を有
する者は、第一條、第三條及び第九
條第一項に規定する適法の書類を國
に提出しなければ、その権利を行使
することができない。

政府職員(國の支拂事務を所掌す
るその他の者を含む。以下同じ。)

は、第一條、第三條及び第九條第一
項に規定する適法の書類の提出がな
ければ、第一條に規定する代金又は
報酬を支拂つてはならない。

第一項の規定は、第四條に規定す
る代金又は報酬の請求権を有する者
に、前項の規定は、地方公共団体又
は公團の職員に、これを準用する。

(前拂及び精算)

第七條 前條の規定は、第一條又第四
條に規定する工事の完成、物の生産
その他の役務の給付に關する契約の
履行前において代金又は報酬(契約
の履行後において代金又は報酬に充
当する旨の特約に基いて交付する金
額を含む。)の部分拂又は仮拂をなす
旨の約定がある場合における当該金
額の請求及び支拂については、これ
を適用しない。

しかしながら政府職員(地方公共
団体又は公團の職員を含む)は、第
九條第一項の規定による内訳書の提
出がなければ、前項に規定する代金
又は報酬の部分拂又は仮拂をなして
はならない。

第一項の約定に基く支拂があつた
場合においては、当該支拂を受けた
者は、第一條(第四條において準用

する場合を含む。)に規定する事項を
記載した精算書を、契約の履行後三
十日以内(大蔵大臣が特にこれより
も長い期限を定めたときはその期限
内)に、当該支拂をなした者に提出
しなければならない。

第二條及び第三條の規定は、前項
の規定による精算書に記載すべき材
料及び諸役務の賃額並びに賃金額の
計算について、これを準用する。

下請人は、給付者に対し、前二項
の規定の適用につき必要な事項を、
遅滞なく、通知しなければならない。

第五條第三項の規定は、この場
合に、これを準用する。

前條第一項及び第二項の規定は、
第三項の場合において契約の履行後
支拂うべき残額がある場合に、これ
を準用する。

第三項の規定による精算書の提出
後材料、労務又は諸役務に対する代
金又は報酬の前拂額が超過額となつ
ているときは、当該支拂を受けた者
は、その超過額を返還しなければな
らない。

(約定金額の改定)

第八條 第一條(第四條において準用
する場合を含む。)の規定による支拂
請求内訳書又は前條第三項の規定に
よる精算書に記載された材料の賃額
の合計額、諸役務の賃額の合計額又
は賃金の合計額がこれらの各区分に
ついての約定金額よりも少いとき
は、約定金額は、支拂請求内訳書又
は精算書に記載された金額に改定さ
れたものとする。

(見積書)

第九條 物の購入契約を除く外、第一
條又は第四條に規定する工事の完

成、物の生産その他の役務の給付に
關する契約による給付者は、契約成
立後三十日以内(大蔵大臣が特にこ
れよりも長い期限を定めたときはそ
の期限内)に、國、地方公共団体又
は公團に対し、命令の定める書式に
より、当該契約に關し、材料及び諸
役務の賃額並びに賃金額の見積額に
つき、その詳細の内訳を記載した内
訳書を提出しなければならない。

第一條但書第一号及び第二号の規
定は、前項の規定による内訳書につ
いてこれを準用する。

前項の規定により提出された内訳
書に記載された材料の賃額の合計
額、諸役務の賃額の合計額及び賃金
の合計額は、これを夫々材料の賃額
の合計額、諸役務の賃額の合計額及
び賃金の合計額についての契約成立
の時の約定金額とみなす。

(検査及び報告)

第十條 当該官吏は、契約成立後、第
二條(第四條、第五條第一項又は第
七條第四項において準用する場合を
含む。)の規定による計算に關し必要
があるときは、給付者若しくは下請
人その他当該契約に關連して給付者
と取引した者に対して質問し、報告
を求め、これらの者の営業場、事業
場等に臨検し、帳簿書類その他の物
件を検査し、又参考人について質問
することができる。

政府は必要があるときは、命令の
定めるところにより、都道府縣の吏
員又は公團の職員をして、前項の事
務に従事させることができる。

(賃金の支拂)

第十一條 政府職員(命令で定める法
人の職員を含む)は、左の各号の一

に該当する労働者に対しては、第二條第二項に規定する一般職種別賃金額を超える額の賃金を支拂つてはならない。

一 連合國軍の需要に應じて連合國軍のために労働に服する労働者
二 公共事業費を以て経費の全部又は一部を支弁する事業に係る労働に服する労働者

(昭和二十一年法律第六十号の契約に対するこの法律の適用)

第十二條 第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類が、昭和二十一年法律第六十号(政府の契約の特例に関する法律)第一條第一項の規定に該当する契約に関するものであるときは、これらの書類は、同法第一條第一項の支拂金額の確定を請求する際、これを提出すべきものとする。この場合においては、確定金額の支拂の請求をしようとする際、あらかじめ第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類を提出することを必要としない。

昭和二十一年法律第六十号第一條第一項の規定による支拂金額の指定は、第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類の提出がなければ、これをすることができない。

第一項の場合においては、第六條、第七條第六項及び第九條の規定は、これを適用しない。

第十三條 昭和二十一年法律第六十号第一條第一項の規定による支拂金額の指定は、当該契約に係る材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額については、夫々第二條の規定により計算された金額の範囲内において、これをしなければ

ばならない。

(罰則)

第十四條 第三條に規定する誓約書に虚偽の誓約をなし、内訳のいずれかの記載金額が第二條の規定を適用して算出した金額を超えるような支拂請求内訳書を國に提出した者は、實際上に損害を加えたかどうかにかかわらず、これをその超過額の三倍以上四倍以下の額に相当する罰金に処する。

第四條において準用する第三條に規定する誓約書に虚偽の誓約をなし、内訳のいずれかの記載金額が第四條において準用する第二條の規定を適用して算出した金額を超えるような支拂請求内訳書を地方公共団体又は公園に提出した者も、また前項と同様とする。

前二項の規定は第七條第三項の規定による精算書を提出した場合に、これを準用する。

前三項の罪を犯した者には、刑法第五十四條第一項の規定は、これを適用しない。他の法律に刑があるときは、その刑を併科する。

第十五條 左の各号に掲げる者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項の場合において、同項の規定による精算書を提出しない者
二 第十條の規定による質問に対して、虚偽の答弁をした者
三 第十條の規定により報告を求められて、虚偽の報告をした者
四 第十條の規定により質問を受け若しくは報告を求められた者の答弁若しくは報告を妨げ又は同條の

規定による検査を妨げた者

五 第一條、第四條若しくは第五條第一項又は第七條第三項の規定により賃金額について支拂請求内訳書又は精算書の提出を必要とする場合において、労働基準法第八條の規定による賃金台帳を備え置かず、虚偽の記載をした賃金台帳を備え置き、又は賃金台帳に関する質問に対する答弁若しくは検査を妨げた者

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則
第一條 この法律施行の期日は、その成立の日から五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二條 この法律は、第一條、第四條又は第五條第一項に規定する請求に關しこの法律施行後使用される材料及び労働並びにこの法律施行後提供される諸役務について、これを適用する。

第三條 第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する契約でこの法律施行の際まだ履行の完了していないものに対するこの法律の適用については、第六條及び第七條第二項中「第九條第一項」とあるのは「附則第四條第一項」、「第八條中「材料」とあるのは「この法律施行後使用された材料」、「諸役務」とあるのは「この法律施行後提供された諸役務」、「賃

金」とあるのは「この法律施行後使用された労働についての賃金」と読み替へるものとする。

第四條 物の購入契約を除く、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する契約でこの法律施行の際まだ履行の完了していないものについては、給付者は、命令の定めるところにより、この法律施行後、國、地方公共団体又は公園に対し、当該契約に係る約定金額のうち、この法律施行後提供さるべき工事、物又は役務に対する部分につき第九條第一項の規定に準じた内訳書を提出しなければならない。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第五條 第一條、第四條若しくは第五條第一項又は第七條第三項の規定により労働について支拂請求内訳書又は精算書を作成しなければならない業務を営む給付者又は下請人は、労働基準法第八條の規定の適用があるに至るまでの間は、その使用する労働者の就業する事業場ごとに、当該官吏の検査を受けるため、すべての労働者についての日別の賃金支拂簿を備え置き、これにその使用した労働者の氏名を登録し、その職種、賃金支拂額及び本人の受け取つた金額を明らかにして置かなければならない。

第六條 前條第一項の規定による賃金

支拂簿を備え置かず又は虚偽の記載をしたものを備え置いた者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前條第二項の規定による検査若しくは答弁を妨げた者又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者も、また前項と同様とする。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律は、物價統制令の廢止とともに、その效力を失う。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律は、物價統制令の廢止とともに、その效力を失う。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律は、物價統制令の廢止とともに、その效力を失う。